

新旧対照表

浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則（平成18年規則第56号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前																		
(テレビジョン放送の電波障害の影響を著しく受けと認められる者)	(テレビジョン放送の電波障害の影響を著しく受けと認められる者)																		
第2条 条例第2条第2項第9号エに規定するテレビジョン放送の電波障害の影響を著しく受けと認められる者とは、浦安市中高層建築物等によるテレビ電波障害の防止に関する指導要綱（平成6年告示第45号）第3条第1項第1号の規定による事前の調査結果から著しい電波障害を受けると認める者とする。	第2条 条例第2条第2項第8号エに規定するテレビジョン放送の電波障害の影響を著しく受けと認められる者とは、浦安市中高層建築物等によるテレビ電波障害の防止に関する指導要綱（平成6年告示第45号）第3条第1項第1号の規定による事前の調査結果から著しい電波障害を受けると認める者とする。																		
(自動車駐車場及び自転車等駐車場の整備基準)	(自動車駐車場及び自転車等駐車場の整備基準)																		
第46条 条例第32条及び第33条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。	第46条 同 左																		
(1) 自動車駐車場及び自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の駐車台数は、次の表に掲げるとおりとする。	(1) 同 左																		
ア 自動車駐車場	ア 同 左																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>計画戸数</th><th>自動車駐車場</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1戸の面積が40m²以上の集合住宅（長屋、寄宿舎その他これらに類する集合住宅を除く。）</td><td>省 略</td><td></td></tr> <tr> <td>1戸の面積が40m²未満の集合住宅（長屋、寄宿舎その他）</td><td>省 略</td><td>省 略</td></tr> </tbody> </table>	区分	計画戸数	自動車駐車場	1戸の面積が40m ² 以上の集合住宅（長屋、寄宿舎その他これらに類する集合住宅を除く。）	省 略		1戸の面積が40m ² 未満の集合住宅（長屋、寄宿舎その他）	省 略	省 略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>計画戸数</th><th>自動車駐車場</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1戸の面積が40m²以上の集合住宅</td><td>同 左</td><td></td></tr> <tr> <td>1戸の面積が40m²未満の集合住宅</td><td>同 左</td><td>同 左</td></tr> </tbody> </table>	区分	計画戸数	自動車駐車場	1戸の面積が40m ² 以上の集合住宅	同 左		1戸の面積が40m ² 未満の集合住宅	同 左	同 左
区分	計画戸数	自動車駐車場																	
1戸の面積が40m ² 以上の集合住宅（長屋、寄宿舎その他これらに類する集合住宅を除く。）	省 略																		
1戸の面積が40m ² 未満の集合住宅（長屋、寄宿舎その他）	省 略	省 略																	
区分	計画戸数	自動車駐車場																	
1戸の面積が40m ² 以上の集合住宅	同 左																		
1戸の面積が40m ² 未満の集合住宅	同 左	同 左																	

(下線の部分が改正部分)

改 正 後		改 正 前
これらに類する集合住宅を除く。)		
長屋、寄宿舎その他これらに類する集合住宅	建築物の種類に応じ別途協議した数	
省 略		
イ 自転車等駐車場		
区分	計画戸数	自転車等駐車場
1戸の面積が55m ² を超える集合住宅(長屋、寄宿舎その他これらに類する集合住宅を除く。)	省 略	同 左
1戸の面積が40m ² 以上55m ² 以下の集合住宅(長屋、寄宿舎その他これらに類する集合住宅を除く。)	省 略	同 左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後		改 正 前	
く。)	省 略	省 略	1 戸の面積 が 40m^2 未満 の集合住宅 (長屋、寄 宿舎その他 これらに類 する集合住 宅を除 く。)
長屋、寄宿 舎その他こ れらに類す る集合住宅	建築物の種類に応じ別途協議した数	同 左	同 左
省 略		同 左	

注

1～3 省 略

4 この表の規定にかかわらず、高齢者専用の集合住宅その他の専用の集合住宅であって市長が認めるものの駐車台数については、別途協議した数とする。

(2)～(4) 省 略

(5) 駐車場 (集合住宅以外の住宅を整備する場合を除く。) は、舗装し、区画線等により駐車区分を明確にするとともに、舗装及び区画線等の仕様について市と協議すること。ただし、機械式駐車とする場合にあっては、この限りでない。

(6)～(9) 省 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に該当する場合には、開発地の位置及び目的物の用途を勘案し、自動車駐車場の整備基準は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 集合住宅 (長屋、寄宿舎その他これらに類する集合住宅を除く。) 計

注

1～3 同 左

(2)～(4) 同 左

(5) 駐車場は、舗装し、区画線等により駐車区分を明確にするとともに、舗装及び区画線等の仕様について市と協議すること。ただし、機械式駐車とする場合にあっては、この限りでない。

(6)～(9) 同 左

2 同 左

(1) 集合住宅 計画戸数が10戸以上100戸未満の集合住宅であって、駅 (改

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前						
<p>戸戸数が10戸以上100戸未満の集合住宅であって、駅（改札口）からの距離が次の区分に該当する場合には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める台数（前項第1号の規定により算出される駐車台数を限度とする。）とする。）とする。</p> <p>ア・イ 省 略</p> <p>(2) 店舗等（次号及び第4号に掲げる施設を除く。） 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める台数とする。</p> <p>省 略</p>	<p>札口）からの距離が次の区分に該当する場合には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める台数（前項第1号の規定により算出される駐車台数を限度とする。）とする。</p> <p>ア・イ 同 左</p> <p>(2) 店舗等（次号から第5号までに掲げる施設を除く。） 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める台数とする。</p> <p>同 左</p> <p>(3) <u>小学校、中学校、幼稚園、保育園及び児童育成クラブ 小学校、中学校、幼稚園等の宅地開発事業等に限り、必要に応じて校庭（園庭）を使用する場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める台数とする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>自動車駐車場</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校及び中学校</td><td> <p>1 職員及び来客用</p> <p>(1) <u>延べ面積が300m²以下の場合 3台以上</u> (2) <u>延べ面積が300m²を超える場合 延べ面積から300を減じた数を300で除した数に3を加えた台数以上</u></p> <p>2 荷さばき用 1台以上</p> </td></tr> <tr> <td>保育園、幼稚園及び児童育成クラブ</td><td> <p>1 職員及び来客用</p> <p>(1) <u>延べ面積が300m²以下の場合 1台以上</u> (2) <u>延べ面積が300m²を超える場合 延べ面積から300を減じた数を300で除した数に1を加えた台数以上</u></p> <p>2 荷さばき用 1台以上</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>注</p> <p>1 <u>この規定の適用を受ける事業者は、別に定める路上駐車等を行わないよう指導する旨の書面、路上駐車等が発生した場合又は駐車需要が発生した場合は駐車場を増設する旨の書面及び印鑑証明書を提出すること。</u></p>	区分	自動車駐車場	小学校及び中学校	<p>1 職員及び来客用</p> <p>(1) <u>延べ面積が300m²以下の場合 3台以上</u> (2) <u>延べ面積が300m²を超える場合 延べ面積から300を減じた数を300で除した数に3を加えた台数以上</u></p> <p>2 荷さばき用 1台以上</p>	保育園、幼稚園及び児童育成クラブ	<p>1 職員及び来客用</p> <p>(1) <u>延べ面積が300m²以下の場合 1台以上</u> (2) <u>延べ面積が300m²を超える場合 延べ面積から300を減じた数を300で除した数に1を加えた台数以上</u></p> <p>2 荷さばき用 1台以上</p>
区分	自動車駐車場						
小学校及び中学校	<p>1 職員及び来客用</p> <p>(1) <u>延べ面積が300m²以下の場合 3台以上</u> (2) <u>延べ面積が300m²を超える場合 延べ面積から300を減じた数を300で除した数に3を加えた台数以上</u></p> <p>2 荷さばき用 1台以上</p>						
保育園、幼稚園及び児童育成クラブ	<p>1 職員及び来客用</p> <p>(1) <u>延べ面積が300m²以下の場合 1台以上</u> (2) <u>延べ面積が300m²を超える場合 延べ面積から300を減じた数を300で除した数に1を加えた台数以上</u></p> <p>2 荷さばき用 1台以上</p>						

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前																								
<p>(3)～(5) 省 略</p> <p>3 省 略 (犯罪の機会を減少させるための環境の整備)</p> <p>第47条 条例第34条に規定する犯罪の機会を減少させるための環境の整備は、<u>当該開発地内及び当該予定建築物又は当該建築物の防犯上の見通しを確保するとともに、当該開発地内及び当該予定建築物又は当該建築物の必要とされる部分に、防犯灯の設置、防犯カメラの設置、施錠装置の工夫等を行うものとする。</u></p> <p>2 前項の規定により防犯カメラを設置する際は、建築物の出入口及びエレベーター内並びに駐車場に防犯カメラを設置するよう努めるものとする。</p> <p>別表第1 (第6条第1項)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図書名</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省 略</td></tr> <tr> <td>12 給排水計画平面図</td><td>給排水施設の位置、形状及び取水方法、消火栓の位置並びに系統ごとに着色した排水系統を明示する。(縮尺は1/500以上とする。)雨水の流出抑制施設を整備する場合にあっては、<u>工種ごとに着色した工種別平面図</u>を明示する。</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省 略</td></tr> <tr> <td>28 道路査定図の写し</td><td>道路管理者が交付したもので道路管理者が発行したことを証する印があるものに限る。ただし、市長が認める場合は、別の書類に代えることができるものとし、市管理以外の道路については不要とする。</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省 略</td></tr> </tbody> </table>	図書名	備考	省 略		12 給排水計画平面図	給排水施設の位置、形状及び取水方法、消火栓の位置並びに系統ごとに着色した排水系統を明示する。(縮尺は1/500以上とする。)雨水の流出抑制施設を整備する場合にあっては、 <u>工種ごとに着色した工種別平面図</u> を明示する。	省 略		28 道路査定図の写し	道路管理者が交付したもので道路管理者が発行したことを証する印があるものに限る。ただし、市長が認める場合は、別の書類に代えることができるものとし、市管理以外の道路については不要とする。	省 略		<p>2 駐車台数を求める場合において、小数点以下の端数が生じたときは、これを切り上げること。</p> <p><u>(4)～(6) 同 左</u></p> <p>3 同 左 (犯罪の機会を減少させるための環境の整備)</p> <p>第47条 条例第34条に規定する犯罪の機会を減少させるための環境の整備は、当該開発地内及び当該予定建築物又は当該建築物の必要とされる部分に<u>防犯上の見通しの確保、防犯灯の設置、防犯用カメラの設置、施錠装置の工夫等によるもの</u>とする。</p> <p>別表第1 (第6条第1項)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図書名</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">同 左</td></tr> <tr> <td>同 左</td><td>給排水施設の位置、形状及び取水方法、消火栓の位置並びに排水系統を明示する。(縮尺は1/500以上とする。)雨水の流出抑制施設を整備する場合にあっては、<u>その工種別平面図</u>を明示する。</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">同 左</td></tr> <tr> <td>同 左</td><td>道路管理者と取り交わした査定済みの図面。座標値を明示する。(縮尺は、任意とする。)国、県及び市管理以外の道路については不要とする。</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">同 左</td></tr> </tbody> </table>	図書名	備考	同 左		同 左	給排水施設の位置、形状及び取水方法、消火栓の位置並びに排水系統を明示する。(縮尺は1/500以上とする。)雨水の流出抑制施設を整備する場合にあっては、 <u>その工種別平面図</u> を明示する。	同 左		同 左	道路管理者と取り交わした査定済みの図面。座標値を明示する。(縮尺は、任意とする。)国、県及び市管理以外の道路については不要とする。	同 左	
図書名	備考																								
省 略																									
12 給排水計画平面図	給排水施設の位置、形状及び取水方法、消火栓の位置並びに系統ごとに着色した排水系統を明示する。(縮尺は1/500以上とする。)雨水の流出抑制施設を整備する場合にあっては、 <u>工種ごとに着色した工種別平面図</u> を明示する。																								
省 略																									
28 道路査定図の写し	道路管理者が交付したもので道路管理者が発行したことを証する印があるものに限る。ただし、市長が認める場合は、別の書類に代えることができるものとし、市管理以外の道路については不要とする。																								
省 略																									
図書名	備考																								
同 左																									
同 左	給排水施設の位置、形状及び取水方法、消火栓の位置並びに排水系統を明示する。(縮尺は1/500以上とする。)雨水の流出抑制施設を整備する場合にあっては、 <u>その工種別平面図</u> を明示する。																								
同 左																									
同 左	道路管理者と取り交わした査定済みの図面。座標値を明示する。(縮尺は、任意とする。)国、県及び市管理以外の道路については不要とする。																								
同 左																									

(下線の部分が改正部分)

改 正 後			改 正 前		
別表第2 (第6条第2項第2号)			別表第2 (第6条第2項第2号)		
協議を必要とする宅地開発事業等	個別協議担当課	別表第1の図書で必要とするもの	協議を必要とする宅地開発事業等	個別協議担当課	別表第1の図書で必要とするもの
全ての宅地開発事業等		省 略	同 左	同 左	同 左
	都市整備部道路政策管理課	1、2、4から <u>14</u> まで、17、 21、28及び31 (屋内に駐車場 がある場合は20 (駐車場出入口を設ける階のものに限 る。)を加える。)		同 左	1、2、4から <u>12</u> まで、17 及び28 (屋内に駐車場があ る場合は20 (駐車場出入口 を設ける階のものに限 る。)を加える。)
		省 略			同 左
条例第25条から第27条ま での規定による防災備蓄 倉庫、防災無線通信設備 等又は受水槽緊急遮断裝 置の設置が必要となる宅 地開発事業等	省 略	省 略	条例第25条から第27条ま での規定による防災備蓄 倉庫、防災無線通信設備 等又は受水槽緊急遮断裝 置の設置が必要となる宅 地開発事業等	同 左	同 左
			集合住宅又は店舗の新 築、改築又は増築を行う 宅地開発事業等	市民経済部市民安全 課	1、2、4、8、20、21及 び22
		省 略			同 左

注 省 略

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則の規定は、令和8年4月1日以後

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><u>に事前協議（浦安市宅地開発事業等に関する条例（平成18年条例第7号。以下「条例」という。）第6条第2項に規定する事前協議をいう。以下同じ。）を開始する宅地開発事業等（条例第2条第2項第1号に規定する宅地開発事業等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に事前協議を開始した宅地開発事業等については、なお従前の例による。</u></p>	